

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱第7条第4項の規定により次のとおり会議記録を公表します。

| | |
|--------------|---|
| 会 議 名 | 令和4年度第1回高松市国民健康保険運営協議会 |
| 開催日時 | 令和4年8月19日(金)15時30分～16時30分 |
| 開催場所 | 高松市役所 13階 大会議室 |
| 議 題 | (1) 令和3年度高松市国民健康保険事業特別会計(事業勘定)決算について (2) 赤字削減・解消計画実施状況報告について (3) 高松市国民健康保険収納率向上プランの策定について (4) 高松市国民健康保険女木診療所及び男木診療所の診療日時変更について |
| 公開の区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 上記理由 | |
| 出席委員 | <p>公益を代表する委員</p> <p>佐 藤 忍 平 井 功 祥 田 中 邦 代 森 弘 幸 子</p> <p>保険医又は保険薬剤師を代表する委員</p> <p>伊 藤 輝 一 香 西 由 美 子 赤 松 秀 規 元 木 泰 史</p> <p>被保険者を代表する委員</p> <p>香 西 秀 美 溝 渕 哲 也 藺 浦 朱 美 佐々木 武 夫</p> <p>被用者保険等保険者を代表する委員</p> <p>大 石 晶 子 手 嶋 武 実</p> |
| 傍 聴 者 | 0人(定員5人) |
| 担当課及び 連絡先 | 国保・高齢者医療課管理係(839-2311) |

会議の経過及び結果

《開 会》

《市長挨拶》

《委員紹介》

《会長挨拶》

《事務局職員紹介》

《会議録署名委員の氏名》

佐藤会長が、高松市国民健康保険運営協議会規則第5条の規定により、元木委員と溝淵委員を指名し、両委員とも了承した。

《議事（報告事項）》

(1) 令和3年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算について

事務局より、令和3年度高松市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）決算について説明。

意見、質問等は、特になし。

(2) 赤字削減・解消計画実施状況報告について

事務局より、赤字削減・解消計画実施状況報告について説明。

意見、質問等は、特になし。

(3) 高松市国民健康保険料収納率向上プランの策定について

事務局より、高松市国民健康保険料収納率向上プランの策定について説明。

(会 長) データについて確認をさせていただきたい箇所があります。別冊資料の6ページに収納率の推移の折れ線がございます。このところで平成30年度を底にして、毎年、確実に収納率が改善しているということが示されています。

まず、令和2年度から令和3年度にかけて一人当たりの保険料調定額が1千円ほど上がっている中で、直感的に考えますと保険料が上がると収納率が悪くなるというように想像されます。実際、平成29年度から平成30年度にかけて、保険料の上昇に対して収納率が若干下がっております。

しかしながら、平成30年度から令和3年度までの状況というのは、保険料が高くなりながら、なおかつ、コロナ禍であるにもかかわらず収納率が改善してきており、非常に驚くべき事実であると思うのですが、これについては、どういう理由が挙げられるのでしょうか。

(事 務 局) 推測の部分もありますが、収納率が向上した要因としまして、まず、令和元年度から導入しましたスマホ収納を推進しましたことや、その頃から保険料滞納者の状況を分析し、2期以上の滞納者を中心に電話催告を行うことなどで新規滞納を防ぐことができた結果であると思われれます。

また一方で、先ほど御説明しましたように、一人当たりの保険料調定額が上昇した要因といたしまして、一定の収入を得ていた方がコロナ禍の影響等により、被用者保険から国保に移ってきたということが想定されてい

ます。こちらも推測になりますが、そういった方が貯蓄等を取り崩しながら、前年の収入から計算された保険料をお支払いしていただいていたのではないかと考えられるところでございます。

(会 長) 今回、収納率向上プランの中でも納付しやすい環境づくりということで、IT技術を積極的に活用するというのも謳われております。

他方で、別冊資料の13ページでございます、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険料の減免措置というのがございます。これは令和元年度以前にはなかった減免ですが、この減免措置による収納率改善の寄与はありますでしょうか。

(事務局) やはり、実際生活が苦しい方に対し、減免等がない状況ですと、滞納に陥りやすい状況が考えられますことから、こういった減免制度を活用していただくことで、一定収納率に歯止めをかけられたという事実はあると存じております。

一方で、この減免制度自体が申請の1年前との所得の比較となりますので、例えば、今年度ですと令和3年度と令和2年度の所得の比較というようなこととなりますので、令和2年度において既に収入が下がっていた方は同じようには減免が受けられなくなってきます。今後、収納率に対して同じように効果が得られるとは言えないのではないかと考えております。

(会 長) 先ほどコロナ減免について伺ったのは、コロナ減免によって収納率がどれだけ向上するのかという効果も確かめておく必要があると考えたからです。来年度については、コロナ減免の適用が薄くなることから、収納率への改善効果は少なくなるということが予想されます。

今回の収納率向上プランの中にあります、納付困難世帯への対応について、コロナ減免がなくなった後でも、非常に収納率向上に効果があるのではないかと思います。改めて、今の時点でのコロナ減免の効果を踏まえた上で、それがなくなった段階でも、この困難世帯への対応というのが、収納率向上というものに非常に大きな寄与をするということ、我々として確認することが非常に重要であり、今回の向上プランの中でも重要なように感じましたので、発言をさせていただきました。

(事務局) 収納率向上プランの最終案を作るまでに、納付困難な、特に生活困窮されている方への取組というのをよく考えて記載するようにしていきたいと思っております。

(会 長) また、納付困難者は、決して国保の保険料だけが困難なわけではなくて、多くの税金あるいは困難を多く抱えておられるわけですので、納付困難世帯への対応というのは、国保・高齢者医療課のみの対応ではなくて、高松市の行政全体を通しての対応というのが強く求められるという意味でも、改めて強く注意を喚起しておきたいと思ったところでございます。

(伊藤委員) 毎年同じテーマで、何とか収納率を向上したいという報告をお聞きして

おりますが、今回の報告を拝見しても、相当対応が優しいように思います。

また、取組を行った結果について数字を出していただきたいと思います。パーセントですと実際の値が分かりませんので、滞納処分の件数や徴収できた金額を示していただきたいと思います。そして、毎年9%前後の滞納が出ていることから考えても、重いペナルティを科すべきではないかと思えます。また、行政として生活が確かに苦しかろうという方たちに強い態度を出すことは難しいと思いますが、もう少し厳しい対応をお願いできればと思います。

最初に申しましたように、取組を行った件数と結果について数字にて、次回、何らかの機会に示していただきたいと思います。

(事務局) 参考までに、直近3年間の、強制的な処分となります差押執行の件数と金額を申しあげます。まず、3年前の令和元年度につきましては、78件の債権差押を行いまして、約1,400万円がその金額となっております。次に2年前の令和2年度につきましては、24件の債権差押で約820万円、直近の令和3年度におきましては、21件の債権差押で約812万円となっております。特に2年度、3年度はコロナ禍の影響もあり、件数が少ないところもありますが、いつまでもそういうわけには参りませんので、先ほど申しましたように、調査もしっかり行いながら、資産があるにもかかわらず、納付いただけない世帯には一定強い対応をする必要があると思っておりますし、伊藤委員がおっしゃられたように、取り組んだ結果について御報告はさせていただきたいと考えております。

(会長) 滞納者に対する態度について、行政の対応が甘いのではないかという、委員からの御意見でございましたが、先ほど78件1,400万円の差押を行ったと御紹介いただきました。前回の協議会では、高松市の短期被保険者証の発行、あるいは資格証明書というようなペナルティを出す割合についても、他の市町との比較のデータが紹介されました。それは明らかに、高松市は厳格な対応を行っているというデータでした。そういう意味では高松市は、むしろ委員が心配される以上に厳格に対応していると思います。

私が重要に思うのは、今回収納率向上プランの中で新たに掲げております、滞納者に対して厳しい態度を取りつつも、他方で、収納率向上という上で、納付困難世帯に対し、別の対応の仕方という点を改めて確認することが、今回の収納率向上プランの重要な取組であると思っております。その点をもう一度御紹介をいただけませんか。

(事務局) 納付できない世帯への対応につきましては、まずは調査することが大事だと考えております。財産調査等を行った上で、資産がなく、家庭の状況も踏まえ、納付できないと判断される世帯に対して、例えば滞納処分の執行停止といった手続きもできますし、そこまでには至らなくても、困っている状況等を窓口で確認できましたら、自立相談支援センターたかまつや

法テラスなど、内容に応じて必要な窓口に御案内し、世帯の生活再建に繋がっていきたいと思います。その結果、生活再建できましたら、再び保険料の納付ができる世帯になっていただくという、リスタートができるような取組をやっていきたいと考えております。

(会長) 一方で厳しくやりながら、納付する能力が明らかにない方に対してはリスタートへのフォローを行政としてやっていく、それが長期的には、納付者を育成することに繋がるという長期的な対応を考えた上で、今回の収納プランというのが作成されているのではないかと推測しているところでございます。

事務局には、また改めて今日のことを踏まえて、新たなデータを出していただきながら、行政として、高松市として、収納率向上プランの策定を前に進めていただきたいと思います。

(4) 高松市国民健康保険女木診療所及び男木診療所の診療日変更について

事務局より、高松市国民健康保険女木診療所及び男木診療所の診療日変更について説明。

(伊藤委員) 診療所の患者数はどのようになっているのでしょうか。

(事務局) 令和3年度の状況になりますが、1日平均で申し上げますと、女木診療所が約3.5人、男木診療所が約3.9人となっております。こちらにつきましては、その2年前に比べると若干低下しているような状況でございます。正直申しまして、あまり多いとは言えない状況でございます。

《その他》

特になし。

《閉会》